

県税センター設置条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第79号

県税センター設置条例

(設置)

第1条 個人の県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の県民税、法人の事業税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税、自動車税並びに鉾区税に係る賦課徴収等に関する事務を処理するため、県税センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 県税センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岩手県県税センター	盛岡市

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。